

提案基準 6

災害危険区域等に存する建築物の移転について（開発許可、建築許可）

建築基準法第39条第1項の災害危険区域等に存する建築物が市街化調整区域に移転するものの開発許可、建築許可については、下記の要件に該当して市街化調整区域に建築することがやむを得ないと認められるものについて取扱うものとする。

記

（適用範囲）

- 1 この基準の適用をうけるものは、次の各号のいずれかに該当していること。
 - (1) がけ地近接等危険住宅移転事業として行う移転
 - (2) 地すべり等防止法第24条第3項の規定による承認を得た関連事業計画に基づく移転
 - (3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第9条第3項の勧告に基づく移転
 - (4) 建築基準法第10条第1項の命令に基づく移転
 - (5) 土砂災害防止法第25条第1項の規定に基づく特別警戒区域指定における勧告による移転
 - (6) その他条例、要綱又は特定の行政機関の指示に基づく上記(1)～(5)と同等と認められる移転

（移転の必要性）

- 2 市街化調整区域への移転の必要性は、次の各号のいずれかに該当していること。
 - (1) 日常生活の状況、事業の様態から判断して現在地と一体とみなされる地域に立地せざるをえない事由があり、市街化区域内に土地を取得することが極めて困難である場合
 - (2) 申請日の10年以上前より、当該区域内に土地を所有しており、市街化区域内に土地を取得することが極めて困難である場合

（立 地）

- 3 他法令の著しい規制がなく、市の土地利用計画と調整のとれた場所であること。
なお、できる限り現在地周辺又は既存集落周辺とする。

（用 途）

- 4 移転後の用途は、従前のものと同一であり、周辺に被害を及ぼす恐れのないものとする。

（規 模）

- 5 敷地及び建築物の規模は、原則として従前と同一とする。規模を拡大する場合、従前の1.5倍までとする。

（附 則）

この基準は、平成13年4月26日から施行する。

（附 則）

この基準は、平成18年5月8日から施行する。

（附 則）

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

(付 記)

上記提案基準に該当するもののうち、敷地面積が3,000㎡未満のものについては、「事後報告基準6」として取扱う。

(附 則)

この基準は、平成13年4月26日から施行する。

(附 則)

この基準は、平成18年5月8日から施行する。

(必要書類)

- 1 申請理由書（災害の危険性がある旨の説明、市街化調整区域への移転の必要性及び移転時期を記述すること。）
- 2 申請地の登記簿謄本又は登記事項証明書
- 3 移転の適用を受けることを証する書類
- 4 災害危険区域等に存するものの移転調書
- 5 現在地及び申請地の写真
- 6 位置図（1/50,000あるいは1/25,000及び1/2,500）
なお、1/2,500 には現在地と申請地の距離を記入すること。
- 7 建築図面（平面図、立面図等）
- 8 その他市長が必要と認める書類